

国際制裁が北朝鮮経済に及ぼす影響に関する分析¹

延辺大学経済管理学院副教授、延辺大学朝鮮半島研究共同創設センター研究員、ERINA 共同研究員 **李聖華**
延辺大学経済管理学院世界経済専攻修士課程 **李小川**

はじめに

朝鮮戦争から現在に至るまで、北朝鮮は国際社会と一部の国々からの独自制裁を受けてきた。1990年代以降、北朝鮮の核問題をめぐり北朝鮮と国際社会との関係には冷戦期と異なる新たな特徴が現れ、2000年代に入ってから北朝鮮の核実験および弾道ミサイルの発射により、核実験と国際社会の制裁の悪循環が始まることとなった。

1990年代以前の国際社会による北朝鮮への制裁は主に、冷戦時代の西側資本主義国家から社会主義陣営への制裁であって、冷戦終結後は北朝鮮の核実験に対する国際社会の制裁であった。なぜ北朝鮮は、冷戦終結後、国際社会からの厳しい非難と制裁を受けても核実験を続けるのか。また、国際社会の制裁は北朝鮮にどのような影響を与えているのか。独自制裁を行っている国々や国際社会は制裁の目的を達成できたのか。

北朝鮮の核問題は、北東アジア国際情勢のさらなる不安定化を招き、その結果、朝鮮半島は大国のパワーゲームに巻き込まれる。北朝鮮の核実験による緊張が続いている朝鮮半島情勢は、中国の対外戦略に大きな影響を及ぼしている。いかにして北東アジアの平和と安全を構築し、中国が平和的協力をこの地域で行うことができるのか。本稿は、北朝鮮核実験の原因と国際社会の制裁との間の因果関係、および制裁が北朝鮮の政治および経済にどのような影響を与えているのかを分析し、そのうえで北朝鮮の核問題を巡る今後の中国の政策的立場と課題を展望する。

1. 北朝鮮の核実験の経緯

北朝鮮の核開発は、国際環境の趨勢とともに変化してきた。第二次世界大戦後まもなくヨーロッパでは冷戦が始まり、東西対立は朝鮮戦争後アジアの広い範囲に拡大され、両陣営の対立は1991年にソビエト連邦が解体するまで続いた。北朝鮮の核危機は、冷戦が終結した後から始まり、国際政治経済環境の変化が北朝鮮の核開発に大きな影響を及ぼした。北朝鮮の核問題は、冷戦時代と冷戦が終結した後の2つの段階に分けられる。

1.1 冷戦時代

冷戦時代における北朝鮮の核開発の目的は、経済と安全保障の二つの側面から考えられる。経済面において北朝鮮は、石油の不足が深刻な一方で、天然ウランと黒鉛の埋蔵量が豊富であり、原子力発電の開発は合理的な選択肢であった。1955年に北朝鮮は平壤に初の核物理研究所を建設し、1956年にはソ連と北朝鮮が合同で核研究所を建設することで合意した後、北朝鮮はソ連の原子力研究所に科学技術者を派遣した。このように、ソ連は北朝鮮の核開発に実質的な援助を行った²。1959年、北朝鮮はソ連と原子力平和利用に関する議定書を締結し、ソ連の援助を受け1964年に「寧辺原子力研究センター」を建設し、1965年にはソ連の支援を受けて研究用軽水炉稼働させた。その後、10年間にわたって、ウラン濃縮工場、核廃棄物の処理工場などの施設を相次いで建設した。

北朝鮮が核開発を推進するもう一つの要因は、安全保障問題である。朝鮮

戦争では、米国は核兵器による攻撃を検討した。休戦後米国軍は韓国に駐留し、1958年から毎年、米韓合同軍事演習を実施した。1961年にはソ連、中国とそれぞれ友好協力相互援助条約を結んだものの、中国・ソ連両国軍は北朝鮮に駐留しなかった。北朝鮮の核開発の目的は、原子力発電の推進と核兵器開発の並進路線であると考えられる³。他方、米朝関係はなかなか修復されず、北朝鮮は1974年から何度も朝米関係改善に向けた提案を米国に行ったが、米国は一貫して応じなかった。国際政治環境の変化は北朝鮮の核開発への意欲をさらに強めた。北朝鮮は1974年には国際原子力機関(IAEA)、1985年には核兵器不拡散条約(NPT)に加盟したが、北朝鮮は決して核開発を放棄できなかった。

1.2 冷戦後

冷戦終了後、北朝鮮の核危機は全面的に表面化した。1991年にソ連が解体され、米国が国際秩序の主導権を掌握することになった。ソ連の解体は北朝鮮の安全保障と経済全般に大きな影響をもたらした。まず安全保障面からみると、冷戦終結後、朝鮮半島の平和体制は維持できなくなった。1994年にはソ朝友好協力相互援助条約が廃止され、北朝鮮は核抑止力を失って米国の核脅威にさらされ、朝鮮半島の均衡が破られ、停戦体制から平和体制への転換の重要性が高まってきた⁴。

経済的な面で、ソ連は北朝鮮の最大の貿易相手国であって、石油エネルギーの供給国であった。1990年代に入り、ソ連と東側の社会主義国際市場が急速に

¹ 本研究は韓国中央研究院基金プロジェクト「対北朝鮮制裁の有効性分析」(プロジェクト番号:AKS-2016-R34)の研究成果の一部を構成するものである(This work was supported by the Academy of Korean Studies Grant)。

² 張璉瑰(2012)「朝鮮核問題現状と米国責任」、『国際政治』第2期、4頁。

³ 総田芳憲(2011)「北朝鮮による核兵器開発の要因」、『コリア研究』第2号、67～69頁。

⁴ 時永明(2010)「国際核不拡散体制的困境と朝核問題」、『和平と発展』第3期、8～9頁。

崩壊することによって、北朝鮮の社会主義経済も厳しい危機に陥った。1991年以降、ロシアとの貿易は完全に現金での支払いを要求するようになり、ロシアは北朝鮮に対する援助と貿易優遇政策を中止したことから、ロシアからの原油価格は2倍以上に値上がりした。ソ連の崩壊は、北朝鮮の食糧不足、エネルギーおよび外貨不足など経済危機をもたらした⁵。

外交面では、1991年に北朝鮮は朝鮮半島平和協定の締結とそのための協議を提案したが、米韓は応じようとしなかった。また、中国とロシアが韓国と国交を樹立することによって、北朝鮮と中国、ロシアとの信頼関係がさらに低下したことが、北朝鮮と国際関係のさらなる悪化につながった。このように、安全保障と経済、外交面において大きな打撃を受けた。このような国際および国内の不利な状況を打開し、国際社会からの経済的援助をもらうために、北朝鮮では核開発を交渉カードとして使っている。

2. 北朝鮮の核危機と国際制裁

朝鮮戦争の時代から現在に至るまで、北朝鮮に対して国際社会は、国際連合決議と関連国家の独自制裁を行ってきた。特に、冷戦後の北朝鮮の核問題に対する制裁は、ポスト冷戦期に国連決議で採択された24件の国際制裁の中の典型的な例の一つである⁶。本節は、国際社会による北朝鮮に対する制裁を、国連と関連国家の独自の制裁の2つの視点から分析する。

2.1 北朝鮮の核危機と国際制裁

2.1.1 第1回核危機

国連で採択された北朝鮮への制裁は、主に北朝鮮の弾道ミサイル発射と核実験の実施に対する制裁である。冷戦終結後、北朝鮮の核開発は本格化され、2度の核危機を迎えた。1989年、米国は偵察衛星などで北朝鮮が寧辺核施設の付近で核開発を行ったことを探知し、これが『ウォール・ストリート・ジャーナル』で報道された。また、1991年には弾道ミサイルを

発射し、米国は北朝鮮の更なる核開発に懸念を抱き、北朝鮮に核兵器不拡散条約(NPT)の規定により国連安保理による査察を受け入れるように要求した。しかし、北朝鮮は米国が韓国に多数の核兵器を配備していたことなどを理由に査察協定を締結せず、米国に韓国から核兵器を撤去することと北朝鮮に核攻撃をしないことを約束するよう提案した。

1991年、米国は韓国から核兵器の撤去を宣言し、米韓軍事演習も中止したことにより、1992年1月に北朝鮮はIAEAと保障措置協定を締結し、1991年12月31日に仮調印した「朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」草案を1992年2月19日に正式調印した。そして、1992年の5月から6回の不定期の査察を受け入れた。しかし、査察過程で国連安保理と北朝鮮の申告内容との不一致が生じ、北朝鮮は主権を守ることを理由に寧辺核施設の査察の受け入れを拒否した。米国のクリントン政権は北朝鮮への圧力を一歩強めようと、1993年3月から米韓合同軍事演習を再開した。これに反発して、北朝鮮は1993年3月12日にNPTから脱退することを宣言し、朝鮮半島の情勢はさらに緊張し、第1回核危機となった。こうした危機的状況は、1994年6月、訪朝したジミー・カーター元米国大統領と金日成主席の会談によって打開されることになった。1994年10月に米朝の協議が開催され、北朝鮮は核施設の凍結を行うとともに、国連安保理の査察を受け入れることに合意した。主な内容は、米国が北朝鮮に軽水炉の建設を支援し、完成するまで毎年50万トンの重油を提供すること、および米朝関係正常化の促進と米国が核兵器を含む武力による威嚇・行使をしないことであった。

第1回核危機の間、北朝鮮は米国との協議により経済援助と安全保障を確保し、国際社会の制裁は受けてない。第1回核危機の際に中国は、北朝鮮の核問題は米朝両国が解決すべき問題であって、自らは介入しない姿勢を示した⁷。北朝鮮の第1回核危機は米国との2国間協議によって危機を免れた。北朝鮮はNPTの脱退

宣言後、1993年5月に国連安保理では決議第825号が採択され、国連安保理は北朝鮮に核関連施設査察の受け入れを要求した。一方で、北朝鮮は1993年6月にNPTからの脱退を中断することを宣言した。このように、北朝鮮は第1回核危機では、経済援助は受けたが核開発への制裁はなかった。1993年から2016年まで、国連安保理は合計8回の決議を採決した。そのうち、1回目の決議第825号以外の7回の決議には、すべて北朝鮮への制裁に関する内容が含まれた。

第1回核危機が開された後、朝鮮半島の恒久的平和体系を構築するため、韓国と米国は、中国が4者会談に参加することを提案した。1997年12月から1998年の8月まで、朝、米、中、韓の4者会談は6回開催された。会談で中国は、緊迫した朝鮮半島の危機状況を解消するための5つの原則と4つの平和体系の構築を提出するとともに、対朝政策に関与する姿勢を示した。

2.1.2 第2次核危機

1998年8月、北朝鮮は事前の通告なしに人工衛星であると主張するテポドン1ミサイルを発射した。北朝鮮のミサイル発射に、国連安保理は遺憾を表明したが、制裁は行わなかった。2001年に就任した米国のブッシュ大統領は、対北朝鮮強硬策を主張し、米国の同時多発テロを経て、米国は北朝鮮をイラン、イラクとともに「悪の枢軸」と位置付け非難した。2002年12月には、北朝鮮のウラン濃縮計画の存在が認められ、朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)は重油供給を凍結した。これに対して、北朝鮮は核施設の凍結解除と再稼働を宣言し、さらに2003年1月にはNPTからの脱退を宣言し、第2次核危機をもたらした。

第2次核危機の間、中国の積極的な動きによって、2003年8月から2007年9月までに、6回の6者協議が行われた(北朝鮮、韓国、中国、米国、ロシアと日本の6カ国が共同参加し、北朝鮮の核問題について会談)。中国は北朝鮮の核問題を解決す

⁵ 郭鋭、孫衍彬(2013)「安全困境視角下的朝鮮半島和平机制」、『社会主義研究』第1期、148~149頁。

⁶ 権五景(2008)「北朝鮮のジレンマ解決手段としての威嚇的瀬戸際外交」、『長岡大学研究論叢』、46~49頁。

⁷ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社(2013)、「安理決議による経済制裁:制裁に至る事情・内容・効果などの横断的比較分析」、『委託調査報告書』、3~6頁。

るために、2つの基本政策（米国には軍事手段で北朝鮮の核問題を解決しないこと、北朝鮮には非核化を実現すること）を提案した。2005年9月に行われた第4回目の6者協議では、「9.19共同声明」が発表され、北朝鮮はすべての核兵器と既存の核計画の放棄を行うことを約束した。しかし2005年9月、米国の「愛国者法」に基づくマカオのバンコ・デルタ・アジア（BDA）制裁が始まり、問題の発端となったBDA内の北朝鮮関連口座を凍結した。米国の金融制裁に反発した北朝鮮は、2006年に初の核実験を行った。

2.1.3 国連安保理の制裁

2006年7月5日、北朝鮮はテポドン2号弾道ミサイルを発射した。これに対し、安保理の15カ国は第1695号の北朝鮮への制裁決議を採択した（表1）。決議では、弾道ミサイルと核兵器などに関連するあらゆる物資や技術の北朝鮮への移転防止、および弾道ミサイルと大規模殺傷性武器計画関連の金融支援を停止することを決めた。また、北朝鮮に6者協議への参加とNPTの受け入れを求めた⁸。

その後、2006年10月9日に北朝鮮が初の核実験を実施したことに対して、10月14日国連安保理は決議第1718号を採択し、武器と戦闘物資輸送の禁止、金融資産の凍結、奢侈品の輸出入禁止、および6者協議に復帰することを要請した。決議では、北朝鮮への武力の行使可能性は排除した上で、追加制裁は行っていない。2007年の第5回目の6者協議では、北朝鮮の寧辺核施設の停止・封印と米国からの重油提供に合意した。また、2007年9月の第6回6者協議では、米国から北朝鮮へのエネルギー支援と北朝鮮を「テロ支援国家指定」から解除することに合意し、2009年10月に解除した。

2009年4月5日、北朝鮮は人工衛星打ち上げ用ロケットの「銀河2号」を発射し、これに対して、ロケット発射を非難する安保理議長声明を引き出した。それに対して北朝鮮は反発を強め、2009年5月25日に2回目の核実験を実施した。この時は、米日が国連安保理に強く働きかけ、北朝鮮

表1 国連の対北朝鮮制裁の内容

年度	制裁原因	国連安保理決議	制裁内容
1993年5月	NPT 脱退	第825号	まだ正式な採択はされておらず、北朝鮮に対し、NPTの履行ならびに保障措置協定の順守を要請した。また、北朝鮮に追加制裁を警告した。
2006年7月	テポドン2号ミサイル発射	第1695号	弾道ミサイル発射実験の停止を要求するもので、弾道ミサイルと核兵器などに関連するあらゆる物資や技術の北朝鮮への移転を防止した。また、北朝鮮に対し、6者協議への早期復帰を要請した。
2006年10月	第1次核実験	第1718号	武器と戦闘物資輸送の禁止、金融資産の凍結、奢侈品の輸出入禁止、および6者協議への無条件復帰を要請した。
2009年6月	第2次核実験	第1874号	北朝鮮との武器輸出入を全面禁止すると同時に、核、ミサイル関連物資の検査を強化する。また特定の貨物、個人および実体の制裁を強化するとともに、国際資金の流動を中断または停止するなど、さらなる措置を実施するに当たっては新たな決議が必要となることを強調した。
2013年1月	弾道ミサイル発射（銀河3号）	第2087号	国連安保理決議第1748号と第1874号の制裁措置を再審査するとともに、新たに4個人・6団体に旅行禁止と資産凍結など、制裁を拡充・強化した。
2013年3月	第3次核実験	第2094号	上記の安保理決議の制裁内容に基づき、2団体・3個人への資金凍結、および8品目の物資輸送を制限するなど、制裁を強化した。
2016年3月	第4次核実験	第2270号	金融、貨物、鉱物資源など非軍事領域と武器など、さらに広い範囲で制裁を強化し、指定された16個人・12団体と31船舶に追加制裁を要請した。
2016年11月	第5次核実験	第2321号	石炭、銀、銅、ニッケル、亜鉛が輸出禁止品目に加えられた。また、11個人・10団体に追加制裁を要請した。

（出所）各種報道を基に筆者作成

への経済制裁を強化する新たな制裁決議である決議第1874号の採択を実現した。決議では、制裁内容をさらに強化し、北朝鮮との小型武器以外の武器の輸出入を全面禁止すると同時に、人道目的以外の融資、特定の貨物、個人、および実体の制裁を強化するとともに、国際資金の流動を中断または停止するなど、さらなる措置を実施するに当たっては新たな決議が必要となることを強調した。北朝鮮の核危機による緊迫した国際情勢の中、朝鮮半島では軍事衝突事件が次々発生した。たとえば、2009年の大青海戦、および2010年の天安艦沈没事件と延坪島砲撃事件によって、南北間の軍事対立により6者協議は中断された。

2012年4月13日、北朝鮮が弾道ミサイルを発射（発射は失敗）したことに対し、国連安保理は強く非難すると同時に、また核

実験を行う場合には追加制裁を行うと警告した。同日、北朝鮮では、第12期第5回最高人民会議が開催され、改訂された憲法には初めて「核保有国」であることが明記された。2012年12月12日、北朝鮮は光明星3号2号機を搭載した銀河3号ロケットの打ち上げに成功した。これに対して、国連安保理は2013年1月22日に全会一致で北朝鮮への制裁を強化する第2087号決議を採択した。2013年2月12日に北朝鮮は3回目の核実験を行い、3月5日には休戦協定を白紙化する声明を、11日からは準戦時状態宣言を発表した。3月7日の安保理決議では、決議第2094号が採択され、2013年から北朝鮮への制裁範囲を個人と団体へ拡大し、さらに金融制裁とセンシティブな物資の輸入を禁止するなど制裁を強化した。5月には、韓国が開城工業団地の稼働を全面中断し、中国は中国

⁸ 김슬기 [キム・スルギ] (2016) 「국제사회의 대북제재」 [国際社会の対北制裁]、『KDI 북한경제리뷰』 [KDI 北韓經濟レビュー]、50～53頁。

国有銀行の北朝鮮の関連口座を凍結した。

2014年に北朝鮮は、短距離ミサイルと中距離ミサイル「ノドン」を発射し、2015年には潜水艦発射弾道ミサイルの発射に成功したと発表した。これに対して、国連安保理は同年3月2日に、「史上最強の制裁」と豪語する決議第2270号を採択した。決議では、北朝鮮の武器、貨物運輸、不法ネットワークの拡大、個人と団体、金融制裁、弾道ミサイルと核材料移転など6項目に制裁を加えるとともに、北朝鮮への武器の輸出入を全面禁止すること、北朝鮮への輸出入貨物の強制検査、航空燃料の供給、および鉱物資源の輸入禁止などの制裁が行われた。国連安保理の制裁に反発し、北朝鮮は4月に潜水艦発射弾道ミサイルの発射を再開し、さらに5月に開かれた朝鮮労働党第7回大会では、核開発と経済発展を並行して進める経済発展戦略が党規約に盛り込まれた。この時の核実験に対して、米国、日本、韓国、中国は独自の制裁を実施することを決定した。

2016年9月9日、北朝鮮は年内2度目となる、第5回目の核実験を行った。これに対して、国連安保理は11月30日にさらなる強硬制裁である決議第2321号を採択した。決議では、鉱物資源の輸出の禁止など民営部門への制裁も追加された。石炭だけでなく、銀、銅、ニッケル、亜鉛が輸出禁止品目に加えられた。また、11個人・10団体を制裁対象に追加した。このように、第1回核危機から今日に至るまで、北朝鮮の核実験と国連の制裁は悪循環を繰り返したが、北朝鮮核問題解決の糸口はなかなか見つかっていない。

2.2 関係国家による独自制裁

2.2.1 米国の対北朝鮮制裁

朝鮮戦争が勃発してから現在に至るまで、米国は北朝鮮に制裁を課し続けてきた。北朝鮮は、米国の主な独自制裁国の一つである。米国の北朝鮮に対する制裁は、主に以下のような4つの要因が挙げられる。朝鮮戦争から1980年代の末まで

は、北朝鮮による米国の安全保障への脅威、および冷戦期の西欧国家の共産主義陣営への制裁が主な要因であった⁹。

北朝鮮に対する米国の独自制裁の根拠法としては、「北朝鮮制裁強化法」などの制定法と「大統領令 (executive order)」が存在する。米国の関連法案のうち、「対敵通商法」、「国家緊急事態条約」および輸出管理法は米国の安保脅威国への制裁関連法令であり、「対外援助法」、「輸出入銀行法」、「武器輸出規制法」はテロ支援国への制裁関連法である。「ブレトン・ウッズ協定」、「対外援助法」、「輸出入銀行法」などは共産主義国家関連制裁法であり、武器輸出規制法、輸出管理法などは核拡散制裁関連法令である。

1950年6月25日に始まった朝鮮戦争を契機に、米国は同月28日に「輸出管理法」を制定し、北朝鮮への輸出を全面禁止し、同年12月には「対敵通商法」に基づいて全面的な経済制裁を行った¹⁰。1951年、米国の国会では「貿易協定延長法」を制定し、北朝鮮を最恵国対象から除外しており、1974年にはこの法令を「貿易法」と統合させた。1975年には、北朝鮮への「特惠関税」待遇を取り消した。1960年の「輸出入銀行法」と1961年の「対外援助法」の改正は、北朝鮮への制裁をさらに強化した。1987年11月に起きた大韓

航空機爆破事件の後、1988年の1月に米国政府は北朝鮮をテロ支援国家に指定し、「対敵通商法」により北朝鮮への制裁を実施した。このように、北朝鮮には共産主義陣営への制裁とテロ支援指定国家への制裁が課されてきた。同時に、「輸出管理法」、「対外援助法」、「武器輸出規制法」などがテロ支援国家の制裁に適用され、北朝鮮への制裁が強化された。

1990年代に入ってから、人道目的と核危機の情勢を緩和させるため、米国は1989年から2000年代まで、合計4回の対北朝鮮の制裁緩和措置を実施した。しかし、2000年代以降、第2次核危機の勃発と核実験を契機に、米国は北朝鮮への制裁を強化した。2000年6月には「外国資産管理法」と「対敵通商法」により、北朝鮮政府と個人の資産を凍結した。2005年から2016年の3月まで、米国は6つの大統領令により北朝鮮に課された制裁措置を強化した(表2)。2005年6月28日に大統領令第13382号を公布し、北朝鮮、イランなど8カ国に制裁措置を実施した。この制裁は北朝鮮に限った制裁ではないものの、北朝鮮に一定の影響を及ぼした。この大統領令は、大量破壊兵器の不拡散を目的とした金融取引と輸入関連の制裁措置を主な内容とするものであり、大量破壊兵器関連資産の凍結と対象国の物資、技術、サービスの移転を防止するための制裁で

表2 対北朝鮮制裁に関連する大統領令

年度	大統領令	根拠	内容
2005年6月	第13382号	大量破壊兵器(WMD)拡散防止	大量破壊兵器(WMD)関連の支援を凍結することと、制裁対象国の貨物の輸出入を禁止する。
2008年6月	第13466号	国家緊急事態法	北朝鮮政府の資産凍結および対敵通商法が規定する北朝鮮との取引に関する制限措置の継続を決定。
2010年8月	第13551号	天安艦事件、核実験と弾道ミサイル発射	制裁対象の拡大、制裁内容の追加、北朝鮮の特定人物の資産を凍結。
2011年4月	第13570号	国家緊急事態宣言、武器禁輸法	北朝鮮貨物、サービスおよび技術の輸入禁止と輸出制限措置を追加する。
2015年1月	第13687号	人権侵害およびサイバー攻撃	資産凍結の拡大と入国の禁止。
2015年3月	第13722号	核実験と弾道ミサイル発射	初めて、労働者の輸出、鉱産物交易、人権侵害、サイバー攻撃および北朝鮮との取引のある第三国の企業にも広げる。

(出所) 各種報道を基に筆者作成

⁹ 김상기 [キム・サンギ] (2007) 「대북경제제재의 유효성 분석: 실태와 효과」 [対北経済制裁の有効性分析: 実態と効果]、『정책연구시리즈』 [政策研究シリーズ]、25~32頁。

¹⁰ 양문수 [梁文秀] (2008) 「미국의 대북경제제재 해제과정과 해제의 경제적 효과」 [米国の対北経済制裁の解除の過程と解除の経済的効果]、『북한연구학회보』 [北韓研究学会報] 제12권, 제2호, 214~219頁。

あった。

2008年6月26日に大統領令第13466号が公布され、国家緊急事態法にもとづき北朝鮮に対する「対敵通商法」の適用を解除しても国家緊急事態法の適用対象に含まれ、北朝鮮政府資産の凍結と「対敵通商法」の延長規定の制裁措置を受けることとなった。2010年8月30日に採択された大統領令第13551号は、2009年の北朝鮮の第2回目の核実験と2010年の天安艦沈没事件に対する制裁であり、国家非常事態法による制裁対象の拡大と制裁内容の追加、および武器と奢侈品貿易関連の輸出入禁止と特定人物の資産凍結という内容の制裁である。2011年4月18日には大統領令第13570号大統領令が公布され、「国家緊急事態法」「武器輸出禁止法」および国連安保理の採択した決議第1718号と決議第1874号の制裁内容に基づき、商品、サービスおよび技術などを北朝鮮に直接輸出することを禁止する制裁を課した。2015年1月2日の大統領令第13687号は、人権被害とサイバー攻撃などを理由に、北朝鮮政府と官僚、および傘下組織の資産凍結と北朝鮮の特定人物の米国への入国を禁止する制裁を決定した。2016年1月、北朝鮮は4度目の核実験を行った。これに対して2月18日、オバマ大統領は北朝鮮への強化制裁法に署名し、3月16日に初めて「労働者の海外送付」を禁止する大統領令第13722号が公布された。北朝鮮の特定人物、団体、および船舶入港を禁止すると同時に、北朝鮮と運輸、エネルギー、金属および金融の取引を行っている第三国への間接的制裁も課された。

2016年7月6日、米財務省は北朝鮮の政権幹部10人と5団体が人権侵害に関与しているとして制裁対象に指定し、資産凍結と米国への入国、および米国との貿易を禁止する制裁を発表した。特に、今回は初めて北朝鮮の金正恩朝鮮労働党委員長を制裁対象に指定した。これに対して北朝鮮は新たな制裁を「公開宣戦」であると主張し、強く反発した。上記のように、

米国対北朝鮮への制裁はますます強化され、米朝間の関係悪化を深めている。

2.2.2 日本の対北朝鮮制裁

日本人拉致問題と核実験や弾道ミサイルの発射は、日本が北朝鮮に独自の制裁措置を実施する重要な要因である。特に、拉致問題は日本の対北朝鮮外交において最重要課題となっている。冷戦終結後、1991年から2006年の2月までに、13回の日朝国交正常化交渉が開催されたが、2006年の北朝鮮の第1回核実験を契機に中断された¹¹。拉致問題については、1991年5月に北京で開かれた第3回目の日朝国交正常化交渉の非公式協議で日本が初めて提起したが、日朝の意見に対立が生じて交渉は決裂した。1997年2月3日の読売新聞に北朝鮮の日本人拉致疑惑がスクープされ、日本で拉致問題について本格的に注目が集まり、3月25日には拉致被害者家族による「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会」が結成された。これにより、日本人の対北朝鮮感情が悪化し、日本政府の北朝鮮との外交政策にも影響が及んだ。

日本の対北朝鮮制裁措置は第1回核実験以降に始まったが、対北朝鮮制裁の論議と関連法律の改正は1990年代以降から行われた。1993年北朝鮮がNPTの脱退を発表してから、日本でも本格的に対北朝鮮への制裁を議論することとなったが、日本政府は消極的な姿勢を示した。1998年8月、北朝鮮が弾道ミサイルを発射したことに對して、日本政府は北朝鮮への食糧援助、朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)への資金援助など、人道的支援の中止、および北朝鮮への独自制裁措置を課すことを発表した。また、北朝鮮への制裁関連の法案改正についての意見書を国会に提出した。主に、日本の「外国為替及び外国貿易管理法」(以下、外為法)の改正と特定船舶入港禁止法の制定に関する内容であったが、2002年9月に小泉総理が北朝鮮を訪問し、日朝首脳会談で北朝鮮が拉致問題を認めたことを契

機に、外為法が北朝鮮との交渉の切り札となった。

2004年2月9日、日本は外為法改正を公布し、当該法による北朝鮮への独自制裁措置が発動された。船舶入港禁止についても、1998年に北朝鮮が弾道ミサイル発射を開始してから議論され、北朝鮮の日本人拉致問題が明らかになってから、制裁措置の一環として講じられた。北朝鮮船舶入港禁止の制裁措置は2003年から行われ、2004年6月18日には「特定船舶入港禁止法」が制定された。このように、対北朝鮮の制裁法案の改正と制定により、北朝鮮制裁への法体系が整うこととなった。2004年12月、拉致被害者である横田めぐみさんの遺骨鑑定結果が発表されてから、日本は北朝鮮への人道的支援を中断した。2006年6月には、対北朝鮮制裁措置関連の法律である「北朝鮮人権法案」が成立した¹²。

北朝鮮が弾道ミサイルを発射した2006年7月5日、日本は北朝鮮への独自制裁を発表した。制裁内容には、北朝鮮船舶「万景峰92号」の日本港への6カ月間入港阻止、および北朝鮮への輸出と金融取引禁止など9項目の制裁措置を実施した¹³。9月19日には、弾道ミサイル関連資金移動の防止制裁措置を実施するなど、日本は米国より強硬な独自の制裁措置を発動した。2006年10月に北朝鮮が第1回核実験を行ってから、日本は北朝鮮船籍船舶の日本港湾への入港禁止、および北朝鮮に寄港したすべての船舶の入港を禁止する制裁措置を実施した。2009年の北朝鮮による第2回核実験の実施に対し、日本は北朝鮮に独自制裁と追加制裁措置を発表し、日朝貿易は全面的に停止した。国連安保理決議を公布してから、日本は北朝鮮の関連企業と個人に対して日本国内の資産を凍結、および日本への入国禁止措置を決定した¹⁴。具体的には、北朝鮮国籍者の入国禁止、および北朝鮮船籍船舶乗組員の上陸禁止、および現金携帯輸出届出の下限金額を100万円超から10万円超に引き下げるとともに、人道目的対象である

¹¹ 萩原敏 (2014) 「朝鮮核試験と日朝関係」、「現代国際関係」、第6期、13頁。

¹² 宮本悟 (2001) 「日本の対北援助と制裁：日本政府による援助と制裁の関連性」、「日本空間」第9巻、162～185頁。

¹³ 「北朝鮮による日本人拉致問題」(2012)、外務省編、5頁。

¹⁴ 日本経済産業省サイト http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/kitachosen.html

北朝鮮籍船舶の入港禁止と資金凍結対象の拡大などの内容が含まれている。米国の対北朝鮮の制裁措置が人道的支援を保留していることに対して、日本はさらに強硬制裁措置を決定した。2016年11月30日、国連安保理が第2321号制裁措置の決議を公布した後、2016年12月2日に、日本は独自の対北朝鮮制裁法案を発表した。主な内容は、再入国と船舶入港禁止、および資金凍結対象を拡大する対北朝鮮制裁措置であり、その中には中国の団体と個人も制裁対象に含まれていた。

2.2.3 韓国の対北朝鮮制裁

韓国の対北朝鮮制裁には、主に2010年3月の北朝鮮による天安艦撃沈への対抗策として、李明博政権が同年5月24日に発表したいわゆる「5・24措置」および北朝鮮の第4回核実験と第5回核実験に対する制裁措置がある。制裁は、北朝鮮船舶の韓国への入港と韓国海域の通過を禁じる内容であり、第三国船籍であっても実質的には北朝鮮が所有する船舶に対しても規制の強化を検討中とされた。南北間の経済交流、韓国人の北朝鮮訪問（開城工業団地と金剛山観光は除く）、新たな対象への投資を全面禁止するとともに、北朝鮮への支援事業（人道的支援は除く）を保留するなどの制裁措置が含まれている。したがって、南北間の民間救助、貿易および観光交流は中断された¹⁵。「5・24措置」は、韓国の対北朝鮮の直接投資はもちろん、第三国経由の北朝鮮への投資にも制裁が課された。しかし、羅先-ハサン鉄道、および羅津港との交易は、ロシア経由の間接投資として制裁対象から解除された。2016年に北朝鮮が第4回核実験を実施したことに対して、韓国政府は同年2月10日に開城工業団地から撤退し、北朝鮮への経済制裁措置を決定し、同年3月8日には北朝鮮への独自制裁を公布した。金融、海運、貿易および消費など4つの部門への制裁措置を行い、北朝鮮の30団体と40人の個人を制裁対象に追加し、韓国国内の資産を凍結した。北朝鮮港湾を経由

する第三国の船舶が180日間韓国に入港することを禁じた。さらに、第三国を経由した北朝鮮への輸出管理規制を強化した。

国連安保理による決議第2321号が採択されてから、2016年12月2日、韓国は独自の対北朝鮮制裁措置を発表した。新たに36名の個人と35団体に金融制裁を実施することになり、これで韓国による制裁対象は79名の個人と69団体となった。また、北朝鮮に寄港した外国籍船舶の韓国海域の通過禁止期間を1年間延長した。今回の韓国独自の制裁措置の特徴は、北朝鮮の個人と団体以外にも、中国企業と関連人物に対しても経済制裁を行ったことである。このように、日本と韓国の対北朝鮮制裁は、中国の個人と企業にも制裁措置を適用した。

2.2.4 中国の対北朝鮮制裁

中国は、朝鮮半島の非核化を実現するよう一貫して主張してきた。中国は北朝鮮の核実験に対する国連安保理の決議案には賛成したが、対北朝鮮制裁措置には反対していた。北朝鮮の第3回核実験の実施を契機に、中国は安保理の対北朝鮮制裁決議に参加した。2013年の北朝鮮による第3回核実験実施後、中国は対北朝鮮金融制裁を決定した。2013年5月9日に報道された韓国『朝鮮日報』によると、中国銀行、中国建設銀行、中国工商銀行および中国農業銀行は北朝鮮との業務停止と口座凍結を発表した。これは、2006年に中国銀行が香港支店の北朝鮮口座を凍結したことに基づく2度目の北朝鮮に対する金融制裁措置であった。また、2013年2月から7月まで北朝鮮への原油輸出を中断することを発表した。

2016年に北朝鮮が第4回核実験を実施したことに対し、中国は対北朝鮮制裁措置を強化した。同年3月2日付韓国『聯合ニュース』によると、中国の各銀行が北朝鮮への送金業務を含む対北朝鮮業務を全面ストップするという報道もあり、すでに独自制裁に踏み切っているようだ。同年4月5日、中国商務省は「中華人民共和

国対外貿易法」に基づき、北朝鮮に対する輸出入品目に関する詳細なリストを公布した。具体的には、北朝鮮からの石炭、鉄、鉄鉱石及び金鉱、鉄鉱、バナジウム鉱、およびレアアース産物の輸入を禁じ、北朝鮮への航空ガソリンやナフサ類を含めた航空燃料、ケロシン系航空燃料、ケロシン系ミサイル燃料などの航空燃料輸出を禁じるが、民生関連および人道目的のための物品は除外するというものである。同年6月14日、商務部は北朝鮮への禁輸措置品目を2つ増やすとともに、多大な破壊・殺傷能力を有する大量破壊兵器および搭載装備関連技術援助の提供を禁ずる制裁措置を発表した。同年11月30日、国連安保理が北朝鮮の第5回核実験に対して制裁決議第2321号を採択したことを受け、中国商務部と税関総署は12月31日まで北朝鮮からの石炭輸入を停止することを決めた。

以上の分析から見ると、核実験と国際制裁は悪循環が繰り返され、北朝鮮は国際社会からますます孤立し、国際社会の経済的圧力も高まってきた。経済発展において、北朝鮮の最大の貿易相手国であり支援国である中国も、北朝鮮に独自の制裁措置を行った。制裁措置の内容と実施期間はともかく、国際的な制裁措置は北朝鮮の経済に一定の影響を及ぼしている。安全保障においては、北朝鮮は依然として米国の軍事的圧力を受けていて、2016年7月8日、米韓両国は、高高度ミサイル防衛システム（THAAD）の在韓米軍への配備を最終決定したことを発表した。今後東アジア地域における安全保障はさらに厳しい状況に直面し、隣国間に衝突が起きる可能性もあると考えられる。北朝鮮政府は、しばしば「瀬戸際政策」を行って米国がリードする国際制裁に対抗しているが、その一方では時機を伺いながら朝鮮半島の平和体制の構築と非核化に向けて交渉を提案してきた。たとえば、2016年7月6日に、北朝鮮政府は米国政府に向けて、朝鮮半島の非核化問題を巡る5つの安全保障関連の要求事項を提案した¹⁶。

¹⁵ 韓国・聯合ニュース日本語版サイト: <http://japanese.yonhapnews.co.kr/northkorea/2015/05/20/0300000000AJ20150520001900882.HTML>

¹⁶ 鳳凰資訊 http://finance.ifeng.com/a/20160708/14574688_0.shtml 5つの要求事項:韓国と米軍の核兵器を公開する。韓国にあるすべての核兵器とその基地を撤廃する。核攻撃を朝鮮半島と周辺地区に展開しない。いかなる場合にも核や核を用いる戦争行為で北朝鮮を威嚇、恐喝せず、核を使用しないことを確約する。韓国での核使用権を握っている米軍の撤収を宣言する。

現在、北朝鮮が直面している最大の課題は、自国の安全保障問題であり、その問題の直接的な当事者は北朝鮮と米国である。しかし、両国間のパワーゲームだけでなく、北朝鮮の核問題を巡る米中などの大国間の戦略的目標の相違によっても北朝鮮の核問題の解決が阻害される可能性がある。

3. 国際制裁の北朝鮮経済への影響

安保理決議に基づく対北朝鮮の国際的制裁措置は、政治的制裁措置と経済的制裁措置に分けられる。外交的制裁と武力行使は政治的制裁であり、経済交流と協力の一部もしくはすべてを停止するのは経済的制裁措置である。制裁措置の目的は、制裁対象国の行為と誤った政策を改善することであり、重要なのは制裁自体の実効性にある。一方で、制裁の実効性は制裁基準、制裁期限、制裁の強度、同盟国間の戦略、人道的支援などさまざまな要因の影響を受けるので、明確な判断は難しい。国連による対北朝鮮制裁措置には武力行使は含まれておらず、国際社会による対北朝鮮制裁措置とは経済制裁措置である。核実験と制裁との間の悪循環の中に見え隠れしているのは、北朝鮮の「瀬戸際政策」が実は北東アジア地域における米中の戦略的パワーゲームの中で自国の存在を顕示し、核保有を認めよう、という意図である。本稿では、主に国際制裁が北朝鮮の経済に与える影響を分析する。北朝鮮の統計資料は少なく、主に北朝鮮の対外貿易と貿易相手国の変化、および北朝鮮の生産関数における係数の推定値に基づき、対北朝鮮制裁措置が北朝鮮経済に与える影響について分析を行った。

(1) 北朝鮮貿易の推移

旧ソ連が崩壊するまでは、ロシアは北朝鮮にとって最大の貿易相手国と援助国であって、1980年代まで、旧ソ連との取引は北朝鮮貿易総額の約50%、中朝貿易が約20～30%、日朝貿易が約10～20%を占めていた。1990年の旧ソ連との貿易は25.64億ドルに達した。しかし、ソ連の

崩壊によりソ連との貿易は急激に減少しはじめ、1991年には3.47億ドルまで落ち込み、1991年からは中国が北朝鮮の最大の貿易相手国と援助国となった。

1990年代から現在に至るまで、北朝鮮の対外貿易の発展を以下の2つの段階に区分することができる。第1段階は、1990年代に旧ソ連との貿易の激減し、北朝鮮の「苦難の行軍」時期の影響を受けて貿易が赤字となった。1998年と1999年の貿易規模は1990年の約3分の1まで減少した(図1)。

北朝鮮貿易の中国への貿易依存度1と依存度2は、それぞれ貿易規模1と貿易規模2に対して計算したものである。依存度1で示したように、2005年における北朝鮮の中国への貿易依存度は50%を突破し、2014年には92.2%まで達した。他方、依存度2で示したように、南北交易を含む北朝鮮対外貿易の中国への依存度は2009年には50%、2014年には70%まで増加した。

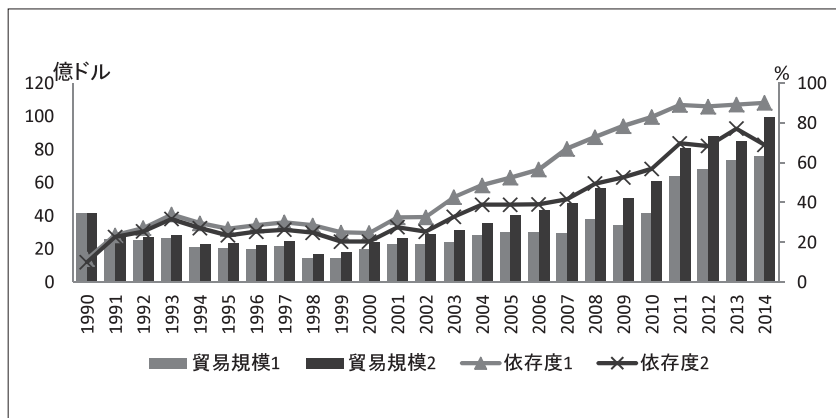
第2段階は、2000年代以降の回復と急成長時期である。北朝鮮経済の緩やかな回復にともない、対外貿易も穏やかに増加しはじめ、2010年以降は急成長を成し遂げた。北朝鮮の対外貿易規模は、2010年の貿易総額は40億ドル、2014年には76億ドルに達した。韓国で発表している北朝鮮の対外貿易の統計は、北朝鮮と韓国両国間の南北交易は含まれていない。もし南北交易も含めば2005年の北朝鮮の貿易総額は40億ドル、2014年には99.5億ドルとなる。注目したいのは、北

朝鮮の対外貿易の成長は、2006年から国連安保理と米国およびその同盟国からの独自制裁を受けながら、このような大きな成果を収めたことである。開城工業団地は2005年から本格的に稼働し、南北交易の規模は急成長した。また、2010年に韓国政府が公布した「5・24措置」以降、南北交易は主に開城工業団地における韓国企業による原材料の輸入、および製品の輸出によって行われた。このように、開城工業団地の韓国企業による加工費の支払いは、北朝鮮の貴重な外貨収入源になっていた。依存度2で示したように、2013年の北朝鮮の第3回核実験に対する韓国政府による開成工業団地の閉鎖によって、南北間交易が減少し、中国への依存度が大きくなった。このような分析結果からみると、中国と韓国は北朝鮮貿易の重要な相手国であり、中でも中国への貿易依存度が高いことが確認できる。

図2と図3は、北朝鮮の国別輸出と輸入の動向である。図2の通り、日本は北朝鮮の重要な貿易相手国であり、2001年までは対日輸出額の全体に占める割合がもともと大きく、その規模も拡大傾向であった。しかし、2006年に日本が北朝鮮への制裁を発表し、2007年からは北朝鮮からの輸入を全面的に停止した。2014年の北朝鮮の貿易相手国は中国、ロシア、インド、およびタイとの割合が最も多かった。南北間の交易を含めば、中国と韓国が最大の輸出相手国となる。

輸入においては、中国、日本、韓国が

図1 北朝鮮の貿易規模と中国への貿易依存度



(注1) 貿易規模1は南北交易以外の北朝鮮の貿易総額であり、貿易規模2は南北交易を含めた数値である。
 (注2) 依存度1は貿易規模1に対する中国への貿易依存度であり、依存度2は貿易規模2に対して計算したものである。
 (出所) 大韓貿易投資振興公社 (KOTRA)

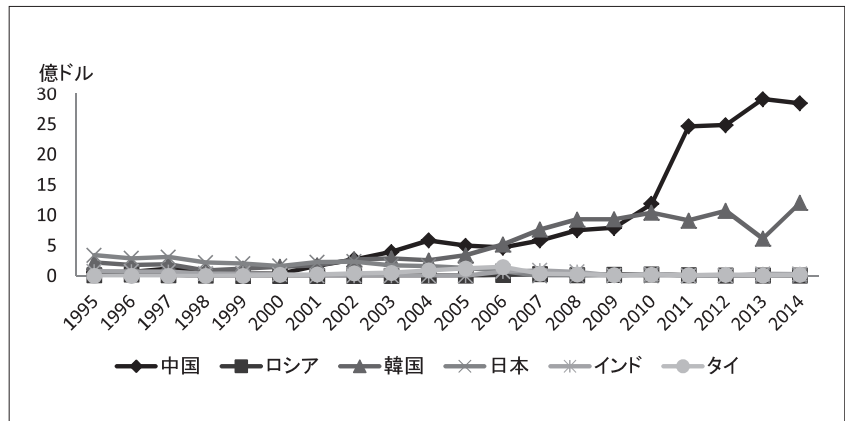
北朝鮮の重要な輸入相手国であり、その内、中国が最も重要な輸入相手国である。日本は、2007年に北朝鮮からの輸入を全面的に停止し、2010年には北朝鮮への輸出を全面禁止した。中国からの輸入総額は2005年に10億ドルを突破し、2008年、2011年、2014年にはそれぞれ、20億ドル、30億ドル、40億ドルとなった。2014年、北朝鮮の中国への輸出総額は28.4億ドル、中国からの輸入額は40.2億ドルとなった。他方、中国と韓国以外の貿易相手国の北朝鮮と貿易総額は1億ドルを超えていない。

2014年までの北朝鮮の対外貿易と北朝鮮への国際制裁について分析を行った結果、2006年以降の安保理による制裁、および日本、韓国などからの独自制裁は、北朝鮮の対外貿易にあまり大きな影響を及ぼさなかった。他方、貿易相手国の構成は制裁措置の影響を受け、多くの国々との貿易から中国一極集中に移行しつつあり、日本など米国の同盟国による独自制裁措置の実効性はあまり確認することができなかった。しかし、2016年以降の第4回核実験、第5回核実験に対して、韓国は開城工業団地から撤退し、中国も4月、6月、12月に相次いで北朝鮮への制裁措置を公布した。中国による経済制裁措置の実効性の検証についてはしばらく時間が必要となるが、長期的には北朝鮮の経済成長にマイナスの影響を及ぼすと考えられる。

(2) 北朝鮮の生産関数の推定

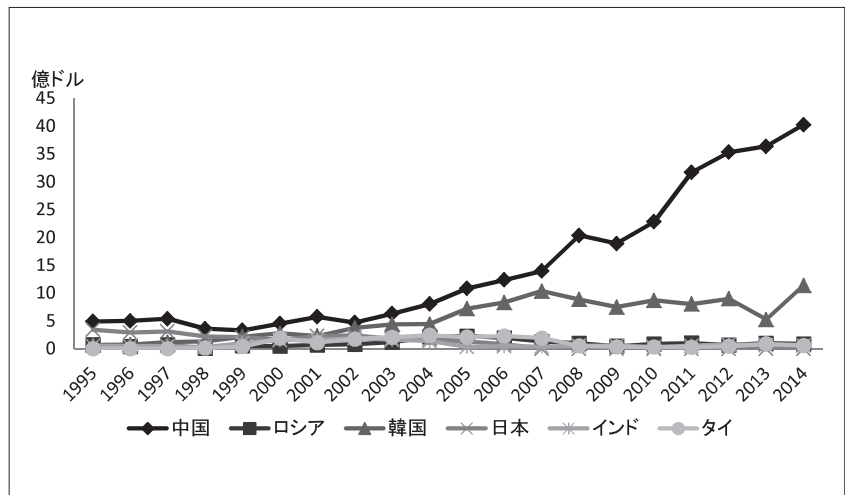
貿易規模と貿易相手国の変化だけでは、国際制裁措置が北朝鮮経済へ及ぼす影響を分析することは難しいと考えられる。次に、北朝鮮の生産関数に基づいて国際制裁が北朝鮮経済に与える影響を考察する。まず、1990年代以降の北朝鮮の経済成長率の推移をみてみよう(図4)。1990年代、北朝鮮経済はマイナス成長を続けていた。旧ソ連の崩壊にともない、北朝鮮を含む社会主義陣営国の対外貿易は大幅に落ち込み、北朝鮮はエネルギー不足、外貨難、食糧不足などの深刻な問題を抱えていた。さらに、1990年代以降相次ぐ自然災害により食糧危機に直面するなど、国民経済は崩壊寸前の危

図2 北朝鮮の国別輸出総額の推移



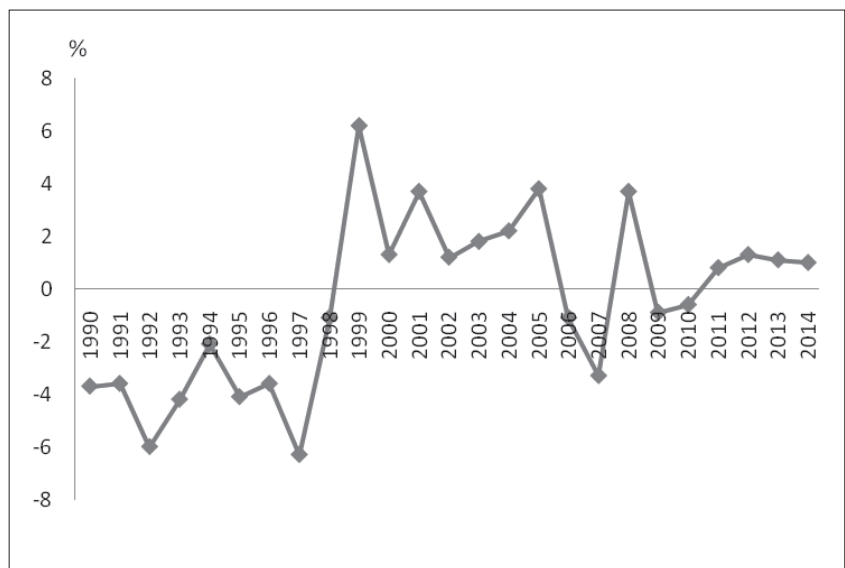
(出所) KOTRA「北韓対外貿易動向」各年度版

図3 北朝鮮の国別輸入総額の推移



(出所) KOTRA「北韓対外貿易動向」各年度版

図4 北朝鮮の経済成長率の推移



(資料) 韓国銀行

機にあった。国際社会による人道的援助を受け、1999年以降は経済が緩やかに回復し、2000年代に入ってから北朝鮮も経済発展戦略を次々と打ち出した。特に、外資誘致に向けて経済特区と経済開発区の建設に積極的に取り組んだ。経済成長のスピードは速くないものの、年間約1%の成長を維持している。

表3は、北朝鮮生産関数の回帰分析結果であり、生産関数はコブ＝ダグラス型（C-D型）生産関数を採用する。回帰分析のモデルは以下の通りである。

$$\ln Y_t = \alpha + \beta_1 \ln L_t + \beta_2 \ln K_t + \beta_3 D1 + \beta_4 D2 + u_t$$

ここで、Yは国連が公表したGDP（100万ドル）、Lは労働力（万人）、Kは発電量（10億kWh）であり、労働力と発電量のデータはWindデータベースから取得した。そして、D1は、2006年から現在までの間、国連の制裁を受けた年度を1に、その他の年度を0とした制裁ダミー変数であり、D2は、1990年代以降において、北朝鮮で食料危機があった年を1に、その他の年を0とした食料危機ダミー変数である。回帰分析は、1990年度から2014年度までの時系列データを用いて行った。

回帰の結果は、北朝鮮において労働力の産出弾力性が有意ではないことを示しており、他方で労働力の推移は緩慢ではあるが趨勢的に増加している。図4に示したとおり、経済成長率は1990年から現在までの間、マイナス成長が目立ち、回復のスピードも比較的遅い。すなわち労働力は緩慢な増加を示しているものの、北朝鮮の経済成長への寄与度は非常に小さいと言える。

他方、発電量で測った資本投入の産出弾力性は有意である。近年、北朝鮮の発電量は1990年の水準までには回復していないものの、1990年代半ばから21世

紀初頭までの間の発電量激減時期と比べると、かなりの回復趨勢を見せており、エネルギー供給の限界に瀕している北朝鮮にとって、発電量の回復が経済成長の促進に一定の効果があったと推察できる。

食料危機ダミー変数D2の産出弾力性も大きく、北朝鮮の実情と合致すると考えられる。ただし、本論文の計量分析の主な目的とされている制裁ダミー変数D1の値は、統計的に効果がないことが支持される。これは、2006年以降における国際制裁が北朝鮮の経済成長にあまり影響を与えておらず、その経済は厳しい国際制裁の下でも緩慢ながら回復し、発展していたことを表す。

冷戦時代でも、ポスト冷戦時代でも、北朝鮮は常に元西側資本主義陣営から、もしくはいくつかの国々の独自の経済制裁を受けてきた。その経済は、外国経済との交流範囲も限定的であり、国際経済協力の潮流からも遠ざかっており、自力更生路線を維持することが唯一の経済発展路線であったと言える。そのような孤立した北朝鮮に対して、国際制裁は期待された通りの効果を発揮することは難しいと考えられる。

4. 結論

これまでの国連による制裁の歴史をたどると、朝鮮戦争以来、北朝鮮は米国と西側資本主義陣営の制裁を受けてきた。2006年の北朝鮮の第1回核実験実施以降、国際社会による北朝鮮への制裁措置は強化され、国連安保理により6回に及ぶ北朝鮮への制裁決議案が採択された。米国、日本、韓国、および中国も相次いで北朝鮮に独自制裁措置を発表した。このような国際社会による制裁措置が北朝鮮経済に与える影響について、北朝鮮の対外貿易の推移と生産関数の推定に基

づく分析を行った。北朝鮮の対外貿易の推移で、中国への依存度が大幅に上がっていることが示された。かつては日本と韓国も北朝鮮の重要な貿易相手国であったが、日本と韓国が北朝鮮への独自制裁措置を実施してからは、日朝貿易と南北交易のほとんどが中国に移行され、近年は持続的な増加傾向にある。現在、中国は北朝鮮の最大の貿易相手国であり、国連制裁と関連国家の独自制裁は、北朝鮮の対外貿易に大きな影響はなかった。生産関数の計量分析結果から、制裁の効果は統計的に否定され、2006年以降の国際制裁が北朝鮮経済の回復と成長にマイナスの影響を与えてこなかったことが分かった。以上の分析結果から、国際社会による対北朝鮮制裁措置は目的を達成できず、制裁の実質的な効果が疑問視される。

北朝鮮は経済発展が遅れ、経済規模も小さく、対外的に孤立し、閉鎖された国である。1960年代の経済成長期から北朝鮮は自立的民族経済建設路線を強調した。本稿で行った分析からは、制裁措置は北朝鮮を国際経済から孤立させる効果は期待できるが、国際的な経済協力など特定の条件の下で元々孤立した経済体制を維持している北朝鮮に対しては、制裁効果を検証するのは非常に困難である。他方、制裁措置は北朝鮮が直面している国際政治経済環境の厳しさを増し、北朝鮮はますます国際社会から孤立し、安全保障も確保できなくなる効果を生む。北朝鮮は海外からの外資と技術の誘致が不可能になり、エネルギー不足、外貨不足、食糧危機は北朝鮮が直面している重要な克服課題である。本稿で北朝鮮に対する国際社会による制裁効果は発揮されなかったと言うのは、主に北朝鮮が核実験を実施してから一定の条件と期間内において分析を行った結果である。北朝鮮の核実験を巡る国際社会のパワーゲームの中で行った制裁は、結果的に北朝鮮の核廃棄には結びつかなかった。

北朝鮮に対して経済制裁を行う目的は、朝鮮半島の非核化を実現することにあるが、北朝鮮にとっては、自国の安全保障問題が重要な課題である。自国の安全が保障されない以上、北朝鮮の核

表3 北朝鮮の生産関数の回帰結果

	回帰係数	標準誤差	t値	p値	\bar{R}^2	D-W値
C	-1.1105	8.9569	-0.1240	0.9026	0.7491	1.6692
LL	0.9039	1.0380	0.8708	0.3942		
LK	0.7393	0.3607	2.0498	0.0537		
D1	0.0942	0.1477	0.6380	0.5307		
D2	-0.6286	0.1018	-6.1764	0.0000		

S.E.E = 0.1310

注：R²は、自由度修正済み決定係数であり、S.E.Eは、回帰の標準誤差を表す。

問題の脅威は止められなくなり、米国が主導する北朝鮮への制裁措置の効果は期待できず、北東アジア情勢をさらに悪化させる危険性もある。したがって、北朝鮮の安全を保障しつつ、国際的な経済協力を行う体制の下で、外交と平和的な手段による朝鮮半島の非核化の実現に取り組むべきである。安全保障の面では、米国と北朝鮮が対立していることを考慮して、北朝鮮にとって自国の安全が保障されることを前提にすれば、核問題の平和的な解決に向けて協議することができる。停戦協定を平和協定に代えるなど恒久的平和保障措置の構築が必要であり、そのためには、米朝関係の正常化を基礎に、制裁と反制裁の米朝のパワーゲームの中で最も有効な戦略的対応をしなければならない。また、北朝鮮の核問題を巡る大国間の戦略的パワーゲームの中で北朝鮮の核問題を解決するためには、米中の戦略パートナーシップ関係の構築が不可欠である。

経済面では、中国と韓国は北朝鮮の重要な貿易相手国であって、北朝鮮の国際経済体制への編入に重要な役割を果たす。韓国にとっては、北朝鮮と一緒に民族統一という重荷を背負うことは困難である。また、韓国には一貫した対北政策がなく、金大中政権の「太陽政策」から李明博政権の「強硬政策」に転換するなど、政権交代に伴い対北政策も変わる。このような韓国の政権交代による対北政策の転換は、朝鮮半島の平和と安定の実現に一定の影響を及ぼしている。「太陽政策」の下で推進された南北経済協力事業の成果は開城工業団地のみとなり、南北間のパワーゲームが行われる中で犠牲となっている。さらに、在韓米軍へのTHAADの配備は、南北間協議の中断、北東アジア情勢の緊張、中国と韓国との戦略パートナーシップ構築などに影響を与えることになり、北朝鮮の核問題の解決を阻害する可能性がある。

南北の平和と協力を追求するだけでなく、核問題解決のプロセスを南北の共同繁栄と北東アジアにおける地域協力推進と絡めて協議を行うことが重要である。中国は北朝鮮の第4回核実験に対して経済制裁措置を講じたものの、これは北朝鮮の「核」暴走に対する懲罰的制裁措置であって、国際協力事業などにおける中朝間の伝統的な友好関係に影響することはない。中国は、北朝鮮の核開発について断固たる反対を表明すると同時に、朝鮮半島の平和と安定、および北朝鮮の安定的な発展を一貫して支持している。制裁と経済協力は矛盾しているが、国連安保理決議による北朝鮮への制裁措置を着実に履行すると同時に、経済協力を維持する中で、北朝鮮への制裁措置と協力のバランスのとれた戦略を構築することが、今後、北朝鮮の核問題の解決に向けた中国の重要な政策課題である。

[中国語原稿をERINAにて翻訳]